



産後サポート事業で子育てを応援します！

市では、出産後間もない時期から、安心して子育てができるよう、下記の4つの事業を一体的に行う産後サポート事業を行っています。

●対象となる方：健診日に気仙沼市に住所がある赤ちゃんとお母さん

① 産婦健康診査事業

(産後2週間頃と1か月頃)

- ❖ 医療機関で受ける産婦健康診査（健康状態・育児状況のチェック・体重血圧測定・尿検査・こころの健康チェック）を受診した方に、1人につき2回まで、健康診査料を助成します。

❖ 助成上限額：5,000円



② 1か月児健康診査事業

- ❖ 出生後1か月前後に医療機関で受ける健康診査料を助成します。

❖ 助成上限額：3,300円

③ 新生児聴覚検査事業

- ❖ 入院中などに受ける新生児聴覚検査料を助成します。

❖ 助成上限額：6,000円
(初回検査のみ)

※ 受診票の上限額を超えた額は自己負担となります。

※ 市の受診票が利用できない医療機関で受診した場合には、償還払い（払い戻し）となりますので、健康増進課までご連絡ください。

④ 産後ケア事業

- ❖ 対象：気仙沼市に住所がある方で、産後に心身の不調がある・周囲からのサポートが受けられない・育児に不安があるなどの理由で、専門的なサポートが必要な方

- ❖ 内容：助産師等が自宅に訪問し、お母さんの体と心のケア、おっパいのケアや育児についての相談・アドバイスをを行います。

- ❖ 利用料：1回につき700円 ※助成制度があります。
(生活保護世帯・市民税非課税世帯は無料)

- ❖ 利用期間：産後1年未満で1人あたり7回まで



※産後ケア事業の利用希望がある方は、事前に健康増進課にご相談ください。保健師が、お母さんの心配事をお聞きしながら事業の利用について調整します。



問い合わせ先：気仙沼市保健福祉部健康増進課 TEL 0226-21-1212

〒988-0066 気仙沼市東新城二丁目2-1(市民健康管理センター「すこやか」)